

公益社団法人栃木県ビルメンテナンス協会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款27条の規定に基づき、公益社団法人栃木県ビルメンテナンス協会（以下「当協会」という。）の理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等は無報酬とする。ただし常勤の役員等に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って支給することができる。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事に支給する報酬の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報酬（月額）
- (2) 期末手当
- (3) 通勤手当

2 常勤理事の報酬は、一人当たり年額2,400,000円とする。

3 常勤理事期末手当の支給額は、基準日現在における報酬月額に次の支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月1日 100分の100
- (2) 12月1日 100分の200

4 常勤理事に対する通勤手当の額は、栃木県職員の例により支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤理事に対する報酬は、当該月の月額の金額を毎月25日に支給する。ただし支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規定は、公益社団法人栃木県ビルメンテナンス協会の設立登記のあった日から施行する。